

出雲市宿泊税制度に関する基本方針（案）について

出 雲 市

1 宿泊税導入の必要性和目的

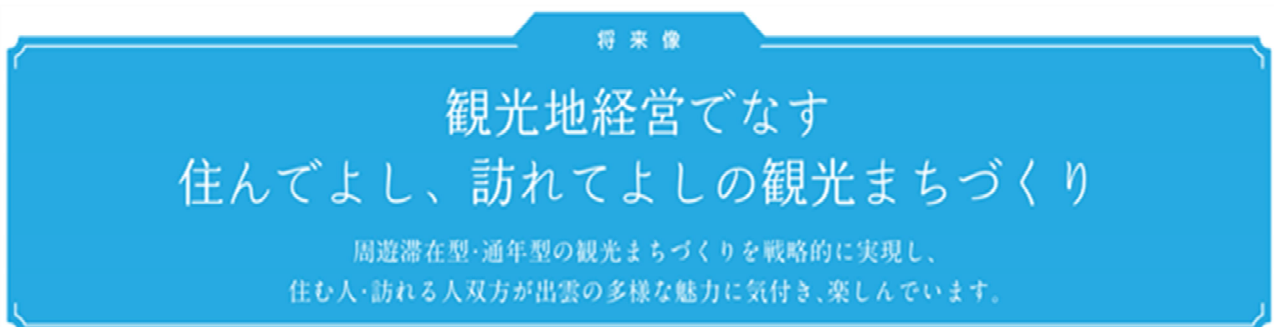
人口減少・少子高齢化が進展する我が国において、国内外からの交流人口増加と旅行消費拡大により大きな経済効果をもたらす観光業は地方創生の鍵だと考えられています。観光地として高いブランド力を有する出雲市としては、この成長産業である観光業をますます振興していく必要があります。

こうした中、出雲市では、幅広い関係者が一体となって観光まちづくりに取り組む羅針盤とするため、令和7年3月に「出雲市観光基本計画」を策定しました。この観光基本計画の推進に取り組むには、安定した財源が必要です。そこで、出雲市では外部有識者等による答申も踏まえ、安定した財源を継続的に確保するため、法定外目的税である宿泊税の導入を目指すことにしました。

また、宿泊税の導入目的については、観光基本計画がめざす将来像の実現に資するものとして、次のとおり設定します。

まず、観光基本計画では、目指す将来像を以下のように定めています。

【出雲市観光基本計画がめざす将来像】



この将来像の実現に向け、外部有識者等による答申も踏まえて検討した結果、宿泊税の導入目的を以下のとおり整理しました。

【宿泊税の導入目的】

出雲市が未来に向かって、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを戦略的かつ持続的に推進していく財源を確保するため宿泊税を導入する

2 宿泊税制度の考え方

(1) 税率について

税率は、宿泊者1人1泊につき、200円とします。

200円にした場合、市営駐車場使用料金の改定など補完する財源もあわせることにより、概ね必要な財政需要額を満たすことができます。

また、宿泊事業者の徴収事務の簡素化、事務負担軽減及び隣接自治体との均衡を考慮し、200円の一律定額制を導入したいと考えています。

(2) 免税点について

宿泊料金が1人1泊につき5,000円未満の場合は課税しません。

外部有識者等により構成される出雲市新たな観光財源検討委員会から、「免税点は、低廉な宿泊料金で宿泊する者への配慮の必要性に鑑み、設定することが望ましい」との答申がありました。

このことを踏まえ、免税点（その金額を下回った場合に課税しない）を設定します。金額は、隣接自治体との均衡を考慮し、5,000円とします。

これにより、5,000円未満の宿泊料金で宿泊する場合は、課税しない制度とすることを考えています。

なお、この場合の宿泊料金とは、飲食代や消費税を含まない素泊まり料金です。

(3) 課税免除について

修学旅行に係る宿泊には課税しません。

税負担の公平性と、教育上の観点から、公益性を有する修学旅行に限定し、課税を免除とすることを考えています。

対象は、学習指導要領に基づく学校行事（修学旅行・集団宿泊等）で宿泊する学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童・生徒・学生とその引率者を考えています。

3 宿泊税の使途の考え方

宿泊税の使途の考え方は、導入目的と観光財源検討委員会の検討結果を踏まえ、次のとおりとします。

出雲市観光基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当する

観光基本計画に基づき実施する戦略は次の4つです。

戦略A データマーケティングの推進に係る「マーケティング力強化戦略」

（例）マーケティング戦略策定・DMOアンケート実施

事業者への伴走支援を含むデータに基づくマーケティングの推進 など

戦略B 地域資源の魅力化や受入基盤充実等に係る「観光まちづくり戦略」

（例）宿泊機能の強化のための事業者支援の実施

周遊滞在促進のための旅行商品造成・販売 など

戦略C 情報発信等に係る「誘客・ファン拡大戦略」

（例）出雲ファン獲得のための情報発信

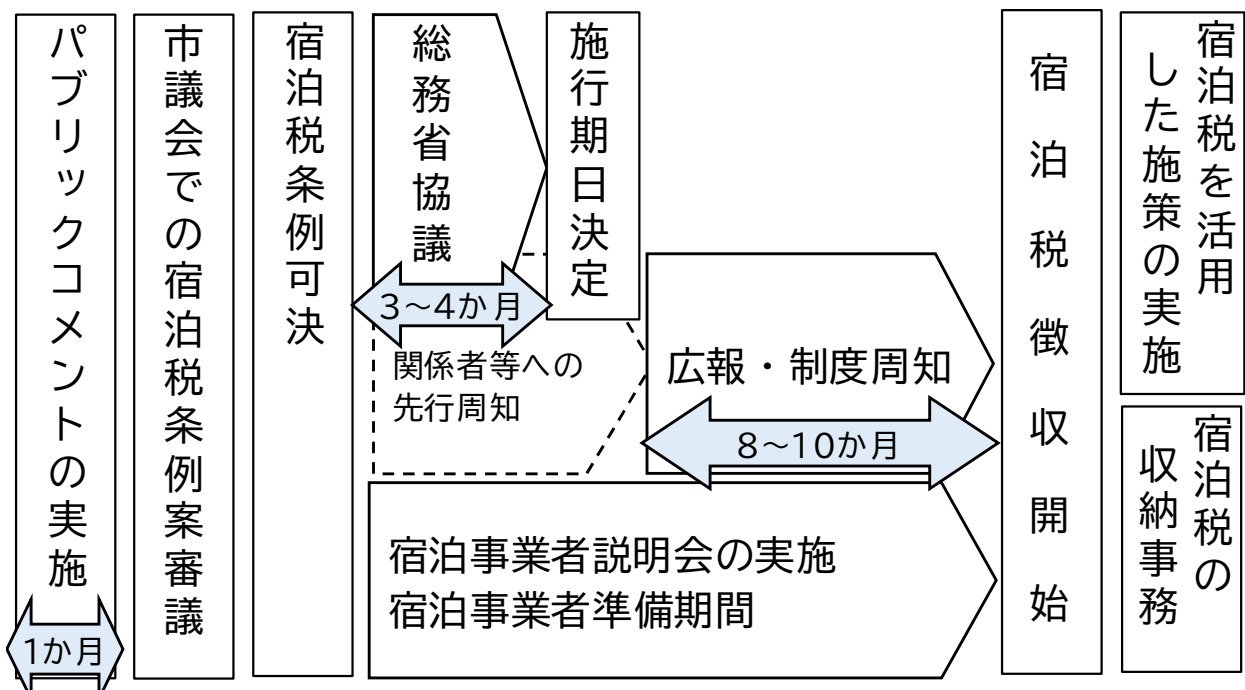
インバウンドターゲット国へのプロモーション など

戦略D 観光振興のための組織体制強化に係る「観光地経営体制・人づくり戦略」

（例）DMOを中心とした観光地経営体制の構築

地域との協働体制の構築 など

4 今後のスケジュール（想定）



出雲市宿泊税制度の概要（案）

区 分	概 要
名称	出雲市宿泊税（条例で定める法定外目的税とする）。
課税の目的	未来に向かって、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを戦略的かつ持続的に推進していくための施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25 年法律第 226 号)第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。
課税客体	市内に所在する次の施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者等	宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課する。 宿泊とは「寝具」を使用し、「宿泊料金」を払う場合をいう。
税率	宿泊者 1 人 1 泊につき、200 円とする。
免税点	宿泊料金が宿泊者 1 人 1 泊につき 5,000 円未満の宿泊に対しては、課税しない。
課税免除	次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。 (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊するもの (2) 上記の引率者
徴収の方法	特別徴収の方法による。
特別徴収義務者	旅館業等の経営者又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者とする。
申告納入等	(1) 毎月末日までに、前月 1 日から同月末日までの宿泊税に係る宿泊数、税額を申告し、納入するものとする。 (2) 規則で定める要件を満たし、市長が認めた場合は、3 か月ごとの申告納入とする。
罰則・過料	帳簿の記載および書類の作成義務違反等に関する罪 （罰則の内容は、検察庁との協議による） 納税管理人に係る不申告に関する過料
検討	施行後 3 年を経過した場合において、宿泊税に係る制度について検討を加え、所要の措置を講ずる。その後においても 5 年ごとに同様の検討を行う。

参考１：他自治体の宿泊税導入状況

(1) 宿泊税とは

特定の政策課題の財源とするため、自治体が独自に条例で定め、課税することができる法定外目的税（地方税法第 731 条）で、近年、観光振興の推進に向け、全国で導入が広がっている。

令和 8 年 7 月現在の導入状況は以下のとおり。

(2) 宿泊税導入済自治体

都道府県	東京都、大阪府、福岡県ほか 4 県
市町村	京都市、金沢市、倶知安町(北海道)ほか 37 市町村

(3) 宿泊税導入について総務大臣が同意している（導入が決定している）自治体

都道府県	沖縄県
市町村	那須町(栃木県)、宮崎市、石垣市ほか 10 市町

参考２：検討経過

1. 出雲市新たな観光財源検討委員会における検討

出雲市観光基本計画を推進する財源を検討するため、学識経験者や市内経済団体、宿泊事業者等による「出雲市新たな観光財源検討委員会」を設置し以下のとおり検討を行った。

第 1 回 令和 7 年 7 月 30 日	新たな観光財源の必要性について
第 2 回 令和 7 年 9 月 16 日	観光戦略の推進に必要な財政需要について 新たな観光財源の選定について
第 3 回 令和 7 年 11 月 20 日	宿泊事業者アンケート結果について 宿泊税の課税要件について 駐車場料金のあり方について
第 4 回 令和 8 年 3 月 17 日	宿泊事業者説明会の実施状況について 宿泊税の課税要件について
第 5 回 令和 8 年 7 月 2 日	宿泊事業者アンケート結果について 出雲市新たな観光財源検討委員会答申書(素案)について

2. 宿泊事業者からの意見聴取

(1) 宿泊事業者に対するアンケートの実施

宿泊事業者アンケートを 2 回実施し、宿泊税に対する考えや宿泊の実態、制度のあり方について意見を聞いた。

1 回目：令和 7 年 10 月、2 回目：令和 8 年 4 月～5 月

(2) 宿泊事業者説明会の実施

宿泊事業者へ市の観光施策や宿泊税の必要性等を説明し、意見交換を行った。

令和 8 年 1 月～2 月、全 8 回